

2 次評価の実施について

1 目 的

事務事業評価について、総合的・組織横断的な視点から再評価を行うことで、事務事業評価の実効性を高めるとともに、評価結果についての客観性や信頼性を確保する。

2 対 象

(1) 選定基準

外部評価の対象とならなかった事業等の中から、再評価が必要と判断した 1 2 事業を選定。

(2) 対象事業(案)

資料 No. 8 参照

3 評価手法

評価に当たっては、事務事業間の優先度など市の方針等に基づく総合的・組織横断的な視点で、事業の妥当性、有効性及び効率性を重視し、次の手順で実施する。

- ・ 副市長を長とする庁内評価委員会を設置し、2 グループに分かれて担当課ヒアリングを実施する。 資料 No. 9 参照
- ・ 1 事業当たり 3 0 分間で実施し、評価の流れは外部評価と同様とする。

【庁内評価委員】

副市長、教育長、市長政策室長、行政管理部長、市民環境部長、福祉保健部長、産業経済部長、都市整備部長、上下水道部長、市民病院事務局長、会計管理者、消防長、議会事務局長、行政管理部次長、教育次長、監査委員事務局長、財政課長

- ・ ヒアリング結果を基に、庁内評価委員会において再度総合評価を行う。
- ・ 庁内評価委員会による総合評価及びコメントを事務事業評価シートに記載し、担当課へ送付する。

2 次評価における総合評価が「 B 」及び「 C 」判定となった事業については、翌年度予算要求時に評価結果を反映させた点等を記載した「外部評価等調書」の提出を求める。

4 日 程

平成 2 7 年 1 0 月 ~ 1 1 月中に実施

過去の2次評価対象事業及び選定基準

	平成23年度	平成25年度
選定基準	事業の外部評価における1次選定事業(72事業)から外部評価対象事業(20事業)を除いた事業を対象とする。ただし、以下に該当する事業を除く。	1次評価対象事業(54事業)のうち、外部評価対象事業(8事業)を除いた事業を対象とする。ただし、以下に該当する事業を除く。
	直接事業費における一般財源投入額が100万円未満の事業	直接事業費における一般財源投入額が100万円未満の事業
	市の裁量が及ばない義務的事業	市の裁量が及ばない義務的事業
	国、県または他市町村との協定等に基づき実施する事業	国、県または他市町村との協定等に基づき実施する事業
選定基準	徴収事務費	社会福祉協議会法人運営事業補助金
	市中学校体育連盟補助金	福祉金等給付費
	幼稚園就園奨励費	不妊治療助成費
	心身障害児保育事業補助金	企業立地奨励事業助成金
	病児・病後児保育事業補助金	移住交流促進事業費
	おむつ支給事業	農業経営支援事業補助金
	観光事業費	産地づくり対策補助金
	雇用対策費	図書館活動推進費
	消防団補助金	
	バイオマス利活用事業費	
	有害鳥獣捕獲対策費	
	公害対策費	
	保健体育振興費	

平成24年度は、2次評価を中止している。